

---

## 条例

---

横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第35号

横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針（第3条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第4条—第32条）

第4章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、この条例において定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において「無料低額宿泊所」とは、法第2条第3項第8号の事業を行う施設であって、次に掲げる事項を満たすもの（他の法令により必要な規制が行われている施設その他事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである施設を除く。）をいう。

(1) 次のいずれかを満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（限定していることを明示せずに生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、かつ、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50

パーセント以上であり、かつ、居室使用料及び共益費以外の費用を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

- (2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条第1項の厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第1項第3号の住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

## 第2章 基本方針

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるかどうかについて常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

6 無料低額宿泊所の設置者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

## 第3章 設備及び運営に関する基準

（構造設備等の一般原則）

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

( 設 備 の 専 用 )

第 5 条 無 料 低 額 宿 泊 所 の 設 備 は、 専 ら 当 該 無 料 低 額 宿 泊 所 の 用 に 供 する も の で な い け れ ば な ら ない。 た だ し、 入 居 者 に 提 供 する サ ー ビ ス に 支 障 が な い 場 合 は、 こ の 限 り で な い。

( 職 員 等 の 資 格 要 件 )

第 6 条 無 料 低 額 宿 泊 所 の 長 ( 以 下 「 施 設 長 」 と い う 。 ) は、 法 第 19 条 第 1 項 各 号 の い ず れ か に 該 当 する 者 若 し く は 社 会 福 祉 事 業 等 に 2 年 以 上 従 事 し た 者 又 は こ れ ら と 同 等 以 上 の 能 力 を 有 する と 認 め ら れ る 者 で な い け れ ば な ら ない。

2 無 料 低 額 宿 泊 所 は、 当 該 無 料 低 額 宿 泊 所 の 職 員 ( 施 設 長 を 除 く 。 ) を、 で き る 限 り 法 第 19 条 第 1 項 各 号 の い ず れ か に 該 当 する 者 と する よ う 努 め る も の と する。

3 無 料 低 額 宿 泊 所 の 職 員 ( 施 設 長 を 含 む 。 第 21 条 を 除 き、 以 下 同 じ 。 ) そ の 他 の 無 料 低 額 宿 泊 所 の 運 営 に 携 わ る 者 は、 横 浜 市 暴 力 団 排 除 条 例 第 2 条 第 4 号 の 暴 力 団 員 等 又 は 同 条 例 第 7 条 の 暴 力 団 員 等 と 密 接 な 関 係 を 有 する と 認 め ら れ る 者 で あ っ て は な ら ない。

( 運 営 規 程 )

第 7 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は、 次 に 掲 げ る 施 設 の 運 営 に つ い て の 重 要 事 項 に 関 する 規 程 ( 以 下 「 運 営 規 程 」 と い う 。 ) を 定 め て お か な け れ ば な ら ない。

(1) 施 設 の 目 的 及 び 運 営 の 方 針

(2) 職 員 の 職 種、 員 数 及 び 職 務 の 内 容

(3) 入 居 定 員

(4) 入 居 者 に 提 供 する サ ー ビ ス の 内 容 及 び 利 用 料 そ の 他 の 費 用 の 額

(5) 施 設 の 利 用 に 当 た っ て の 留 意 事 項

(6) 非 常 災 害 対 策

(7) そ の 他 施 設 の 運 営 に 関 する 重 要 事 項

2 無 料 低 額 宿 泊 所 は、 前 項 の 運 営 規 程 を 定 め、 又 は 変 更 し た と き は、 市 長 に 届 け 出 な け れ ば な ら ない。

( 非 常 災 害 対 策 )

第 8 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は、 消 火 設 備 そ の 他 の 非 常 災 害 に 際 し て 必 要 な 設 備 を 設 け る と と も に、 非 常 災 害 に 対 する 具 体 的 な 計 画 を 立 て、 非 常 災 害 時 の 関 係 機 関 へ の 通 報 及 び 連 絡 体 制 を 整 備 し、 そ れ ら を 定 期 的 に 職 員 に 周 知 し な け れ ば な ら ない。

2 無 料 低 額 宿 泊 所 は、 非 常 災 害 に 備 え る た め、 少 なく と も 1 年 に 1 回 以 上、 定 期 的 に 避 難、 救 出 そ の 他 必 要 な 訓 練 を 行 わ ね け れ ば な ら ない。

( 記 録 の 整 備 )

第 9 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は、 設 備、 職 員 及 び 会 計 に 関 する 諸 記 録 を

整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第30条第2項の苦情の内容等の記録

(3) 第31条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等により、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下

(2) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下

(2) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第9条各項の記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

- 3 前項の規定によるほか、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。
- 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項の社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に対するサービスの提供に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
- (1) 居室
  - (2) 炊事設備
  - (3) 洗面所
  - (4) 便所
  - (5) 浴室
  - (6) 洗濯室又は洗濯場
- 5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。
- (1) 共用室
  - (2) 相談室
  - (3) 食堂
- 6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室
    - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者が生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。
    - イ 地階に設けてはならないこと。
    - ウ 一の居室の床面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
    - エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。
    - オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。
    - カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。
  - (2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
  - (3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。
  - (4) 便所 入居定員に適したものを設けること。
  - (5) 浴室
    - ア 入居定員に適したものを設けること。
    - イ 浴槽を設けること。
  - (6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

( 職 員 配 置 の 基 準 )

第 13 条 無 料 低 額 宿 泊 所 に 置 く べ き 職 員 の 員 数 は 、 入 居 者 の 数 及 び 提 供 す る サ ー ビ ス の 内 容 に 応 じ た 適 当 数 と し 、 そ の う ち 1 人 を 施 設 長 と し な け れ ば な ら ない。

2 当 該 無 料 低 額 宿 泊 所 が 生 活 保 護 法 第 30 条 第 1 項 た だ し 書 の 日 常 生 活 支 援 住 居 施 設 ( 以 下 「 日 常 生 活 支 援 住 居 施 設 」 と い う 。 ) に 該 当 す る 場 合 は 、 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 日 常 生 活 支 援 住 居 施 設 と し て の 職 員 配 置 の 要 件 を 満 た さ ね ば な ら ない。

( 入 居 申 込 者 に 対 す る 説 明 、 契 約 等 )

第 14 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 居 室 の 利 用 そ の 他 の サ ー ビ ス の 提 供 の 開 始 に 際 し て は 、 あ ら か じ め 、 入 居 申 込 者 に 対 し 、 運 営 規 程 の 概 要 、 職 員 の 勤 務 の 体 制 、 当 該 サ ー ビ ス の 内 容 及 び 費 用 そ の 他 の 入 居 申 込 者 の サ ー ビ ス の 選 択 に 資 す る と 認 め ら れ る 重 要 事 項 を 記 し た 文 書 を 交 付 し て 説 明 を 行 う と と も に 、 居 室 の 利 用 に 係 る 契 約 と そ れ 以 外 の サ ー ビ ス の 提 供 に 係 る 契 約 を そ れ ぞ れ 文 書 に よ り 締 結 し な け れ ば な ら ない。

2 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 前 項 の 契 約 又 は 当 該 契 約 の 更 新 後 の 契 約 に お い て 、 契 約 期 間 ( 1 年 以 内 の も の に 限 る 。 た だ し 、 居 室 の 利 用 に 係 る 契 約 に つ い て は 、 建 物 の 賃 貸 借 契 約 ( 借 地 借 家 法 ( 平 成 3 年 法 律 第 90 号 ) 第 38 条 の 規 定 に よ る 定 期 建 物 賃 貸 借 を 除 く 。 ) の 場 合 は 、 1 年 と す る 。 ) 及 び 解 約 に 関 す る 事 項 を 定 め ね ば な ら ない。

3 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 前 項 の 契 約 期 間 の 満 了 前 に 、 あ ら か じ め 入 居 者 の 意 向 を 確 認 す る と と も に 、 法 第 14 条 の 規 定 に 基 づ き 都 道 府 県 又 は 市 町 村 が 設 置 す る 福 祉 に 関 す る 事 務 所 ( 以 下 「 福 祉 事 務 所 」 と い う 。 ) そ の 他 の 都 道 府 県 又 は 市 町 村 の 関 係 機 関 と 、 当 該 入 居 者 が 継 続 し て 無 料 低 額 宿 泊 所 を 利 用 す る 必 要 性 に つ い て 協 議 し な け れ ば な ら ない。

4 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 第 2 項 の 解 約 に 関 す る 事 項 に お い て 、 入 居 者 の 権 利 を 不 当 に 狭 め る よ う な 条 件 を 定 め て は な ら ない。

5 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 第 2 項 の 解 約 に 関 す る 事 項 に お い て 、 入 居 者 が 解 約 を 申 し 入 れ た と き は 速 や か に 当 該 契 約 を 終 了 す る 旨 を 定 め ね ば な ら ない。

6 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 第 1 項 の 契 約 又 は 当 該 契 約 の 更 新 後 の 契 約 に お い て 、 入 居 申 込 者 に 対 し 、 保 証 人 を 立 て さ せ て は な ら ない。

7 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 入 居 申 込 者 か ら の 申 出 が あ っ た 場 合 に は 、 第 1 項 の 規 定 に よ る 文 書 の 交 付 に 代 え て 、 第 10 項 で 定 め る と こ ろ に よ り 、 当 該 入 居 申 込 者 の 承 諾 を 得 て 、 当 該 文 書 に 記 す べ き 重 要 事 項 及 び 第 2 項 の 契 約 期 間 及 び 解 約 に 関 す る 事 項 を 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 す る 方 法 そ の 他 の 情 報 通 信 の 技 術 を 利 用 す る 方 法 で あ

って次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができ、この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに掲げるもの

ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の契約期間及び解約に関する事項（以下「重要事項等」という。）を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

8 前項各号に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出し、力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の「電子情報処理組織」とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでな

い。

( 入 退 居 )

第 15 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は、入 居 予 定 者 の 入 居 に 際 して は、そ の 心 身 の 状 況、生 活 の 状 況 等 の 把 握 に 努 め な け れ ば な ら ない。

2 無 料 低 額 宿 泊 所 は、入 居 者 の 心 身 の 状 況、入 居 中 に 提 供 す る こ と が で き る サ ー ビ ス の 内 容 等 に 照 ら し、無 料 低 額 宿 泊 所 に お い て 日 常 生 活 を 営 む こ と が 困 難 と な っ た と 認 め ら れ る 入 居 者 に 対 し、当 該 入 居 者 の 希 望、退 居 後 に 置 か れ る こ と と な る 環 境 等 を 勘 案 し、当 該 入 居 者 の 状 態 に 適 合 す る サ ー ビ ス に 関 す る 情 報 の 提 供 を 行 う と と も に、適 切 な 他 の サ ー ビ ス を 受 け る こ と が で き る よ う 必 要 な 援 助 に 努 め な け れ ば な ら ない。

3 無 料 低 額 宿 泊 所 は、入 居 者 の 退 居 に 係 る 援 助 に 際 して は、福 祉 事 務 所 そ の 他 の 都 道 府 県 又 は 市 町 村 の 関 係 機 関、相 談 等 の 支 援 を 行 う 保 健 医 療 サ ー ビ ス 又 は 福 祉 サ ー ビ ス を 提 供 す る 者 等 と の 密 接 な 連 携 に 努 め な け れ ば な ら ない。

( 利 用 料 の 受 領 )

第 16 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は、入 居 者 か ら 利 用 料 と し て、次 に 掲 げ る 費 用 ( 第 7 号 に 掲 げ る 費 用 に あ っ て は、当 該 無 料 低 額 宿 泊 所 が 日 常 生 活 支 援 住 居 施 設 で あ る 場 合 に 限 る。 ) を 受 領 す る こ と が で き る。

(1) 食 事 の 提 供 に 要 す る 費 用

(2) 居 室 使 用 料

(3) 共 益 費

(4) 光 熱 水 費

(5) 日 用 品 費

(6) 基 本 サ ー ビ ス 費

(7) 入 居 者 が 選 定 す る 日 常 生 活 上 の 支 援 に 関 す る サ ー ビ ス の 提 供 に 要 す る 費 用

2 前 項 各 号 に 掲 げ る 費 用 の 基 準 は、次 の と お り と す る。

(1) 食 事 の 提 供 に 要 す る 費 用 食 材 費 及 び 調 理 等 に 関 す る 費 用 に 相 当 す る 金 額 と す る こ と。

(2) 居 室 使 用 料

ア 当 該 無 料 低 額 宿 泊 所 の 整 備 に 要 し た 費 用、修 繕 費、管 理 事 務 費、地 代 に 相 当 す る 額 等 を 基 礎 と し て 合 理 的 に 算 定 さ れ た 金 額 と す る こ と。

イ ア に 規 定 す る 金 額 以 外 に、敷 金、権 利 金、謝 金 等 の 金 品 を 受 領 し ない こ と。

(3) 共 益 費 共 用 部 分 の 清 掃、備 品 の 整 備 等 の 共 用 部 分 の 維 持 管 理 に 要 す る 費 用 に 相 当 す る 金 額 と す る こ と。

(4) 光 熱 水 費 居 室 及 び 共 用 部 分 に 係 る 光 熱 水 費 に 相 当 す る 金 額



とすること。

(5) 日用品費 入居者が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

(6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第 17 条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

（食事）

第 18 条 無料低額宿泊所において入居者に食事を提供する場合は、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（入浴）

第 19 条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

（状況把握）

第 20 条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

（施設長の責務）

第 21 条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員 の 責務)

第 22 条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第 23 条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるように、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員 の 遵守)

第 24 条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第 25 条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第 26 条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものについては、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

(1) 入居者に成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用させること。

(2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「金銭等」という。)であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

(3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

- (4) 金 銭 等 は 当 該 入 居 者 の 意 思 を 尊 重 し て 管 理 す る こ と 。
- (5) 第 14 条 第 1 項 の 契 約 と は 別 に 、 当 該 入 居 者 の 日 常 生 活 に 係 る 金 銭 等 の 管 理 に 係 る 事 項 の み を 内 容 と す る 契 約 を 締 結 す る こ と 。
- (6) 金 銭 等 の 出 納 を 行 う 場 合 は 、 無 料 低 額 宿 泊 所 の 職 員 が 2 人 以 上 で 確 認 を 行 う 等 の 適 切 な 体 制 を 整 備 す る こ と 。
- (7) 入 居 者 ご と に 金 銭 等 の 収 支 の 状 況 を 明 ら か に す る 帳 簿 を 整 備 す る と と も に 、 収 支 の 記 録 に つ い て 定 期 的 に 当 該 入 居 者 に 報 告 す る こ と 。
- (8) 当 該 入 居 者 が 退 居 す る 場 合 に は 、 速 や か に 、 管 理 す る 金 銭 等 を 当 該 入 居 者 に 返 還 す る こ と 。
- (9) 金 銭 等 の 詳 細 な 管 理 方 法 、 入 居 者 に 対 す る 収 支 の 記 録 の 報 告 方 法 等 に つ い て の 規 程 ( 以 下 「 管 理 規 程 」 と い う 。 ) を 定 め る こ と 。
- (10) 前 号 の 管 理 規 程 を 定 め 、 又 は 変 更 し た と き は 、 市 長 に 届 け 出 る こ と 。
- (11) 当 該 入 居 者 が 被 保 護 者 で あ る 場 合 は 、 当 該 入 居 者 の 金 銭 等 の 管 理 に 係 る 契 約 の 締 結 時 又 は 変 更 時 に は 、 福 祉 事 務 所 に そ の 旨 の 報 告 を 行 う こ と 。
- (12) 金 銭 等 の 管 理 の 状 況 に つ い て 、 市 長 の 求 め に 応 じ て 速 や か に 報 告 で き る 体 制 を 整 え て お く こ と 。

( 掲 示 及 び 公 表 )

第 27 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 入 居 者 の 見 や す い 場 所 に 、 運 営 規 程 の 概 要 、 職 員 の 勤 務 の 体 制 そ の 他 入 居 者 の サ ー ビ ス の 選 択 に 資 す る と 認 め ら れ る 事 項 を 掲 示 し な け れ ば な ら ない 。

2 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 運 営 規 程 を 公 表 す る と と も に 、 毎 会 計 年 度 終 了 後 3 月 以 内 に 、 貸 借 対 照 表 、 損 益 計 算 書 等 の 収 支 の 状 況 に 係 る 書 類 を 公 表 し な け れ ば な ら ない 。

( 秘 密 保 持 等 )

第 28 条 無 料 低 額 宿 泊 所 の 職 員 は 、 正 当 な 理 由 が な く 、 そ の 業 務 上 知 り 得 た 入 居 者 の 秘 密 を 漏 ら し て は な ら ない 。

2 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 当 該 無 料 低 額 宿 泊 所 の 職 員 で あ っ た 者 が 、 正 当 な 理 由 が な く 、 そ の 業 務 上 知 り 得 た 入 居 者 の 秘 密 を 漏 ら す こ と が な い よ う 、 必 要 な 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない 。

( 広 告 )

第 29 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 当 該 無 料 低 額 宿 泊 所 に つ い て 広 告 を す る 場 合 に お い て は 、 そ の 内 容 を 虚 偽 又 は 誇 大 な も の と し て は な ら ない 。

( 苦 情 へ の 対 応 )

第 30 条 無 料 低 額 宿 泊 所 は 、 そ の 提 供 し た サ ー ビ ス に 関 す る 入 居 者

の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条の運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市長その他当該入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

#### 第4章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第5条の規定による改正前の社会福祉法(以下「旧法」という。)第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について第12条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に旧法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同年7月1日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第12条第6項第1号ウの基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所の設備としての利用に供することができる。
- (1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
  - (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第6項第1号ウの基準を満たさないことを記した文書を交付して説明し、同意を得ること。
  - (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備等を設けること。
  - (4) 第12条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
  - (5) 居室の床面積の改善についての計画を、市長と協議の上作成すること。
  - (6) 前号の規定により作成した計画を市長に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第6項第1号ウの基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 4 前項の建物については、同項第5号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。